

<新旧対照表> 第2版 令和7年11月4日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字並びに主旨に変更のない文言の変更等軽微な修正は割愛します。

(旧版) 初版第3刷(令和6年5月23日) No.139211	(新版) 第2版(令和7年11月4日) No.139211
[用語の統一]	
-----	
-----	

(旧版) 初版第3刷(令和6年5月23日) No.139211			(新版) 第2版(令和7年11月4日) No.139211		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
	表紙	ニューコスモス		表紙	削除
	まえがき	右記に内容に差し替え		まえがき	全文差し替え
	目次	第3章 参考資料 右記の項目を追加		目次	<u>IV 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針</u>
43		用語の定義の根拠となる法律等 右記の項目を追加	45		<u>(7) 「個人事業者」</u>
45		(1) システムの確立の単位 右記の図を追加	47		<u>図IV-5-2 事業本部制を取っている建設企業の場合のシステム確立の単位組織の例</u>
65		(1) 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価とその手順 右記の項目を追加	67	上から 7行目	<u>g 活用の方法(表彰、教育、指導に活用すること。評価結果を作業所にフィードバックすること。)</u> など
77	上から 20行目	解説 右記の項目を追加	79	上から 20行目	<u>改正令和5年4月27日 指針公示第4号</u>
	下から 7行目 ～ 下から 4行目 まで	右記の項目を追加		下から 7行目 ～ 下から 4行目	<u>「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」</u> 、「 <u>建設業における化学物質管理</u> 」( <u>建設業労働災害防止協会ホームページ</u> )
79	下から 11行目	(2) 安全衛生目標、安全衛生計画の策定のために行う店社における危険性又は有害性等の調査等の手順について 右記の項目を追加	81	下から 13行目	<u>「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」</u> 、「 <u>建設業における化学物質管理</u> 」( <u>建設業労働災害防止協会ホームページ</u> )
	下から 6行目			下から 6行目	<u>化学物質管理者に化学物質のリスクアセスメント等に関する技術的事項を管理させること</u>

(旧版) 初版第3刷(令和6年5月23日) No.139211			(新版) 第2版(令和7年11月4日) No.139211		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
90	90 上から 10行目 ～ 92	(7) リスクの見積もり 右記の項目を追加	92	92 上から 10行目 ～	<u>〈優先度の決定〉</u>  化学物質等のリスクの見積りの例 ① <u>マトリクスを用いた方法</u> ② <u>数値化による方法</u> ③ <u>厚生労働省版コントロールバンディング</u> ④ <u>CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)</u> ⑤ <u>相対的尺度化法</u> ⑥ <u>爆発・火災のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール</u> ⑦ <u>実測法</u>
	92 上から 11行目		95	95 最終行	<u>(8) 建災防版リスク管理マニュアル</u>
94		参考事例 8 右記の項目を追加	99		<u>参考事例 8</u> <u>コスモスにおける化学物質のリスクアセスメントの運用について</u>
			100		<u>参考事例 8</u> <u>建災防版リスク管理マニュアルの例 (ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル)</u>
116	最終行	(3) 日常的な点検及び改善結果の反映 右記の項目を追加	122	下から 6行目 以降	(3) 日常的な点検及び改善結果の反映 <u>なお、この反映の手順も上記(2)の手順に加えて定めておくことが望ましく、この場合は、「現在の安全衛生計画の実施中に行った日常的な点検及び改善の結果は、次回の安全衛生計画に反映すること」と手順に加えることになる。</u> <u>また、作業所における日常的な点検及び改善の手順を定める際には、①一定の期間を定めた工事安全衛生計画の場合は点検結果と次回の工事安全衛生計画に反映することを定めること、②安全衛生確保のための改善提案がなされた場合の採用の方法を定めることも必要となってくる。</u>

(旧版) 初版第3刷(令和6年5月23日) No.139211			(新版) 第2版(令和7年11月4日) No.139211		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
120	上から 1行目 ～  最終行	(3) 労働災害、事故等の発生原因の調査等の 手順 右記の項目を追加、修正  (4) 労働災害、事故等の発生原因調査等の反 映 右記の項目を追加、修正	126	上から 1行目 ～  最終行	(3) 労働災害、事故等の発生原因の調査等の 手順 <u>③から⑨</u>  (4) 労働災害、事故等の発生原因の調査等の 反映と <u>再発防止</u> <u>次回の安全衛生計画、社内基準、作業標準、</u> <u>リスクデータベース等、何らかの形で反映さ</u> <u>せ、管理の定着に向け、関係者を教育し、</u>
146	上から 15行目	解説 右記の項目を追加	152	上から 15行目 ～ 16行目	<u>改正 令和5年4月27日 指針公示第4号</u>  <u>「化学物質による健康障害防止のための濃</u> <u>度の基準の適用等に関する技術上の指針」(令和</u> <u>6年5月8日 公示第26号)</u>
147	上から 14行目 ～ 上から 16行目	(1) 作業所における「危険性又は有害性等調 査及び実施事項の決定」について 右記の項目を追加	153	上から 10行目 ～ 上から 15行目	<u>「化学物質による健康障害防止のための濃</u> <u>度の基準の適用等に関する技術上の指針」、「建</u> <u>設業における化学物質管理」(建設業労働災害</u> <u>防止協会ホームページ)</u>
185	目次	第3章 参考資料 右記の項目を追加	191	目次	第3章 参考資料 <u>IV 化学物質による健康障害防止のための濃</u> <u>度の基準の適用等に関する技術上の指針</u>
		右記の項目を修正			<u>III、V、VII 改正日付</u> <u>III、IV、V、VII の本文を最新の法令内容に</u> <u>変更</u>